

**【新設】(贈与による取得があったものとされる場合の適用除外)**

**42 の 13-9** 措置法第 42 条の 13 第 6 項第 2 号イの規定により、贈与による取得は同号イの取得に該当しないのであるから、次に掲げる場合は、次によることに留意する。

(1) 資産を著しく低い対価の額で取得した場合において、当該対価の額と取得の時ににおける当該資産の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたものと認められるときは、同号イの規定の適用に当たっては、当該対価の額による取得があったものとする。

(2) 資産を著しく高い対価の額で取得した場合において、当該対価の額と取得の時ににおける当該資産の価額との差額に相当する金額の贈与をしたものと認められるときは、同号イの規定の適用に当たっては、当該資産の価額による取得があったものとする。

④ (1)の適用がある場合には、42 の 13-10 の取扱いの適用はない。

**【解説】**

1 本制度のうち特定税額控除制度の不適用措置の適用除外要件の一つとして、国内設備投資額が当期償却費総額の 30%相当額を超えることとされているのであるが、贈与による取得は、合併、分割、交換、現物出資、現物分配及び代物弁済による取得と並んで、この国内設備投資額を計算するに当たっての取得には該当しないこととされている(措法 42 の 13⑥ニイ、措令 27 の 13⑥)。

2 本通達では、次に掲げるような資産の取得があった場合について、それぞれ次によることを、留意的に明らかにしている。

(1) 資産を著しく低い対価の額で取得した場合において、その対価の額と取得の時ににおける当該資産の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたものと認められるときは、その取引を譲受対価の授受が行われた部分についてのみ国内設備投資額要件の判定に用いる。

(2) 資産を著しく高い対価の額で取得した場合において、その対価の額と取得の時ににおける当該資産の価額との差額に相当する金額の贈与をしたものと認められるときは、その資産の時価による取得が行われたものとして、その時価相当額部分のみ国内設備投資額要件の判定に用いる。すなわち、その資産の時価相当額を超える支払額を超える支払額で、贈与をしたと認められる金額については、この要件の判定上は用いられないことになる。

**【例】**

① 低廉取得……時価 10,000 の資産を対価 1,000 で取得した場合

[借]資産	10,000	[貸]現金	1,000
		受贈益	9,000

※ 国内設備投資額要件の判定上は、資産の対価の額 1,000 となる。

② 高額取得……時価 10,000 の資産を対価 18,000 で取得した場合

[借]資産	10,000	[貸]現金	18,000
寄附金	8,000		

※ 国内設備投資額要件の判定上は、資産の価額(時価) 10,000 となる。

3 ところで、措置法通達 42 の 13-10 本文の取扱いにおいて、上記 1 の償却費総額の算定に当たり「償却費として損金経理をした金額」には、法人税基本通達 7-5-1 の金額又は法人税基本通達 7-5-2 の金額が含まれることとし、措置法通達 42 の 13-10 ただし書の取扱いにおいて、法人が継続してこれらの金額につき「償却費として損金経理をした金額」に含めないこととして計算している場合には、国内設備投資額の計算につき当該法人の有する国内資産に係るこれらの金額を含めないこととしているときに限り、この計算を認めることとしている。

しかしながら、法人税基本通達 7-5-1 のうち(4)に係る金額（注 1）及び法人税基本通達 7-5-2 のうち贈与に係る金額（注 2）については、本通達の(1)によって、国内資産の取得価額に含めることは認められないことになる。この点、本通達の(1)の適用がある場合には、措置法通達 42 の 13-10 の取扱いの適用はないことを本通達の注書において明らかにしている。他方で、法人税基本通達 7-5-1 のうち(4)以外に係る金額及び法人税基本通達 7-5-2 のうち資産に計上しなかった金額（注 3）については、国内資産の取得価額に含めることも含めないことも認められるが、この国内資産の取得価額に含めるか含めないかと、措置法通達 42 の 13-10 により「償却費として損金経理をした金額」に含めるか含めないかとは、統一的に取り扱われる。

（注） 1 無償又は低い価額で取得した減価償却資産につきその取得価額として法人の経理した金額が法人税法施行令第 54 条第 1 項の規定による取得価額に満たない場合のその満たない金額

2 贈与により取得した減価償却資産の取得価額の全部を資産に計上しなかった場合において、その資産を事業の用に供した事業年度の確定申告書等に添付した明細書にその計上しなかった金額を記載して申告調整しているときのその記載した金額

3 減価償却資産の取得価額の全部又は一部を資産に計上しないで損金経理をした場合（法人税基本通達 7-5-1 により償却費として損金経理をしたものと認められる場合を除く。）において、その資産を事業の用に供した事業年度の確定申告書等に添付した明細書にその計上しなかった金額を記載して申告調整しているときのその記載した金額

4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 15 の 8-9）を定めている。